

相談で、
企業は
強くなる。

中小企業活性化協議会

徳島県中小企業活性化協議会

経営再建を力強く支援する、
中小企業の「駆け込み寺」として。

01 | 国の委託を受けた公的機関として活動

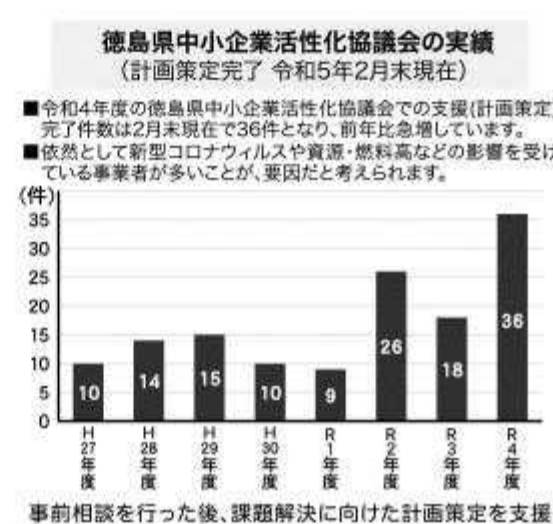
産業競争力強化法に基づき、2003年から全国47都道府県に設置されている公平・中立な公的機関が「中小企業活性化協議会」です。徳島県においては徳島商工会議所が、経済産業省四国経済産業局から委託を受けて事業を行っています。「借入金が多く返済に悩んでいる」「赤字が続いて不安」「金融機関から事業改善計画の提出を求められている」など、事業者が抱える悩みもさまざまです。当協議会では、事業再生などに知見を有する常駐専門家が相談に対応しており、事業者の状況に応じた支援を実施しています。さまざまな悩みを抱える事業者に寄り添いながら問題解決を図る仕組みは、まさに「中小企業の駆け込み寺」のような存在です。



協議会の統括責任者を務める平岡氏

02 | 専門家が収益力改善や事業再生を支援

たとえば、売上増加など収益力向上の計画策定が必要な事業者には「収益力改善支援」を、抜本的な再生計画の作成が必要な事業者には「事業再生支援」を行うことになります。借入金の返済条件を変更するリスケ等の計画策定には、取引金融機関の了解が必要となりますが、協議会が中立の立場で事業者と金融機関の間で調整することで、両者にとってメリットのある提案を行うことが可能になります。当協議会では、事業者も金融機関も諦めていた案件を、専門家の支援によってスピーディーに再生へとつなげた事例があります。認定経営革新等支援機関である税理士事務所などが経営改善計画の策定を支援する場合は、その費用の一部を補助しています。



03 | 面談や資料分析を通して課題を検証

基本的に中小企業や個人事業主であれば、事業の規模に関係なく相談いただけますので、ぜひお気軽にお申し込みください。事業者が協議会に直接相談に来られるケースはもちろん、取引金融機関や税理士等を通じて申し出ていただいても結構です。事業者との面談や決算書等の資料の分析を通して経営上の課題を検証し、課題解決に向けて適切なアドバイスを行います。さらにその後、事業者の状況に応じて経営改善計画策定の支援等も実施します。当協議会における計画策定数は急増しており、県内の中小企業を取り巻く環境は厳しさを増すと予想されます。このような状況の中、事業者がご安心して相談できる当協議会の役割は、ますます重要になっていくはずです。



経済産業省からの委託を受け、徳島商工会議所が事業を実施

04 | 目指すのは雇用拡大や地域経済の活性化

私たちが大切にしていることは、あくまでも公正・中立な立場を守ることです。それに加え、事業性を重視した支援を行っています。また、雇用の維持拡大など地域に良い影響があるか、事業に将来性があるかなどの視点も大切にしています。ご相談にあたっては情報管理を徹底し、守秘義務を厳守した事業運営を約束いたしますので、安心してご利用ください。企業のライフステージは医療と同じで、できるだけ軽い症状のうちに治療することが大事です。一人で悩みを抱え込まず、できるだけ前倒しでご相談いただきたいと思います。今後も、よりいっそう事業者に寄り添い、地域に根ざした支援を行ってまいりますので、未来への一歩を踏み出してください。



「経営者の方は一人で悩まず、一日も早く相談してほしい」と平岡氏

「収益力を高める方法を知りたい」

「このままの経営を続けていいのかわからない不安になることがある」

「借入金をちゃんと返済できるだろうか」

私たちは中小企業活性化協議会。

中小企業経営者の皆様抱える借入金や資金繰りをはじめとした様々なお悩みに対して、弁護士・公認会計士・税理士などの専門家、地元金融機関、支援機関と協力しながら、皆様に伴走し、実践的、効果的な支援を実行してまいります。

身内や関係者に話しにくいことこそ、地域に根ざした公的支援チームにご相談ください。

相談で、企業は強くなる。中小企業活性化協議会です。

相談で、
企業は
強くなる。

中小企業活性化協議会